

足立区いじめ防止基本方針（改定案）

足 立 区
足 立 区 教 育 委 員 会
平成 26 年 2 月 6 日 決定
令和 8 年 ● 月 ● 日 改定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

足立区、足立区教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定平成 29 年 3 月 14 日）。以下「国の基本的な方針」という。））に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」（以下「区基本方針」という。）を策定した。そのような中、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂版）（以下「いじめガイドライン」という。）の改訂が行われた。いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす問題であることから、学校におけるいじめ防止対策のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図ることが必要であることから、「区基本方針」を改定する。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

区基本方針において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」（法第 2 条）をいう。

2 区基本方針策定の目的

区基本方針は、いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こり得るという認識の下、足立区、足立区教育委員会及び足立区立学校が、相互に連携を図りながら主体的にいじめ問題への対策を進めるための基本方針を定めるものである。あわせて、法が規定するいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、足立区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめの早期発見・早期対応に取り組むことを目的に策定し、必要に応じ随時内容の見直しを行う。

3 いじめの防止に向けた各機関の方針

(1) 足立区の方針

足立区、足立区教育委員会は、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の基本的な方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。

(2) 足立区教育委員会の方針

ア 足立区教育委員会は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

イ 足立区教育委員会は、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を区立学校へ指導・助言する。

ウ 足立区教育委員会は、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(3) 足立区立学校の方針

ア 足立区立学校は、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ 足立区立学校は、児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達の段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。

ウ 足立区立学校は、いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

エ 足立区立学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、その対応については、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ 足立区立学校は、相談窓口（原則、担任及び学校に応じて設置する担当者）を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて、児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等における対策

1 足立区における対策

(1) 「足立区いじめ等調査委員会」の設置

足立区は、法第30条第2項の定める附属機関として、足立区いじめ等調査委員会設置条例に基づき、「足立区いじめ等調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を適宜設置する。

ア 構成員

調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者 5 人以内をもって組織する。

イ 役割

調査委員会は、区立学校等において、いじめ等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区いじめ等調査委員会設置条例第 1 条）。

（２）足立区の具体的な取組

いじめの進行による自殺リスクの高まりへの対応として、教育委員会と連携し以下のとおり取り組む。

ア SOS の出し方等教育

区の保健師又は学校の教員により実施。

児童生徒が自分で自分を大切にするとともに、不安や悩みへの対処方法を理解し、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するための SOS（援助希求行動）の出し方について学習する。

イ 教員向けゲートキーパー研修

職層（校長、副校長、中堅教諭、初任者など）に応じて実施。

児童生徒の発する SOS への気づき方や対応方法などを学ぶことで、児童生徒が SOS を出しやすい環境の整備に結び付ける。

ウ 児童生徒向け相談窓口一覧カードの作成・配布

小・中学生向け、不登校の児童生徒向けの相談窓口一覧カードを作成・配布。

児童生徒が悩んだときや困ったときに相談できる場所を周知し、SOS を出せる先を増やす。

エ 保護者向けリーフレットの作成・配布

SOS の出し方等教育を受講した児童生徒を通して保護者向けリーフレットを配布。

「こどものこころの SOS に気づくために」と題し、対応のポイントをまとめ悩みやストレスを抱えやすい子どもたちの内面に目を向けてもらえるようにする。

オ 児童生徒に配布しているタブレット端末の活用

児童生徒に配布しているタブレット端末に「SOS フィルター」を一括でインストール。

児童生徒が深刻な悩みや「いじめ」「死にたい」等の自殺につながる恐れのある語句を検索した際、悩みにあった窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを表示する。

2 足立区教育委員会における対策

（１）「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の設置

法第 28 条第 1 項に規定する重大事態等の調査を公平・中立に実施するため、足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「重大事態等調査委員会」という。）を適宜設置する。

ア 構成員

重大事態等調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者5人以内をもって組織する。委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

イ 役割

重大事態等調査委員会は、区立学校等において、法第28条第1項に規定するいじめ重大事態等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例第1条）。

（2）「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例に基づき「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を常設設置する。対策委員会の開催は年3回以内とするが、必要に応じ臨時に委員長が招集するものとする。

ア 構成員

学識経験者、弁護士及び教育委員会が適当と認める者等により構成する。

イ 役割

いじめへの対処又は同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関することについて審議・答申する。

（3）足立区教育委員会の具体的な取組

ア いじめ防止・早期発見に関すること

（ア）心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道德心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道德教育及び体験活動等の充実を図るよう学校に指導助言を行う。

（イ）教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（一年次研修会等）など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。SOSの出し方等教育について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を実施する。子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処すべきなのか、理解促進を図る。

（ウ）スクールカウンセラーの派遣

いじめの早期発見やいじめの実態把握を行うとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにするため、全足立区立学校にスクールカウンセラーを定期的に派遣する。

（エ）いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる24時間相談受付を実施する。また、足立区公式ホームページに「学校でのいじめ相談」を設けるとともに、児童生徒用タブレットからもいじめ相談を受け付ける。

(オ) アンケート調査の実施

足立区立学校の児童生徒を対象に年3回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について区長、区議会及び「対策委員会」に報告する。また、アンケートには学校いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知しているかどうかの回答欄も設け、認知度を計測する。

(カ) 指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察、いじめ一覧表やいじめ個票等をとおして、いじめやいじめ事案の対応等についての実態把握を行う。

(キ) 教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性^{※1}の構築

教職員と児童生徒が、常に話し合い、コミュニケーションをとることができる、「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築するため、教職員が自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考える。

「生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）」に示される「不適切な指導」にあたる行為^{※2}を厳に慎み、指導後のフォローを必ず実施することについて、生活指導研修を通じて、周知徹底する。

児童生徒の最善の利益を十分配慮し、その年齢及び発達段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行う。

※1 「応答的」かつ「可変的」な関係性

応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること
可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。

※2 不適切な指導

大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。 等

(ク) 精神健康の課題の早期発見・早期対応

1人1台端末を用いたいじめアンケート等を定期的実施し、その結果を学級担任、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等が速やかに共有できる体制を構築する。ふれあい月間、児童生徒全員面接や日常の指導の中で、精神健康の課題を見出した際、速やかに養護教諭やSCとの面談を設定し、SSWや医療機関につなげていく。

(ケ) 「いじめ一覧表」を活用した組織的な対応

いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」の作成を学校に依頼し、

各教員が確実に記入すること、各校の学校いじめ防止対策委員会において、「いじめ一覧表」を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することを通し、いじめの早期発見から早期解決につないでいく。

イ いじめの対応に関すること

(ア) 関係する児童生徒の安全確保及び加害児童生徒への措置

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

(イ) 迅速な組織的対応

教育委員会が足立区立学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った子どもに対して直ちに指導を行い、同時に、被害の子どもの心のケアを行うとともに、その内容の拡散防止の徹底を図る。必要に応じて、警察と連携し、警察の指示のもと対応する。特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子ども全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子どもの精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

(エ) 関係機関との連携

教育委員会は、平時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

(オ) 雑則

教育委員会および区長部局は、いじめへの対処にあたり、当該いじめ重大事態の解決を共通の目的として、その目的を達成するために適宜情報を共有する。

3 足立区立学校における対策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

足立区立学校は、法第13条及び区基本方針に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、内容等を定める「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

足立区立学校は、法第22条の定める学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、学校いじめ防止対策委員会を設置する。設置にあたっては、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等の既存の組織を活用することができる。また、各足立区立学校は、校務分掌上の組織として、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織として、「学校サポートチーム」を設置する。校長は、必要に応じて学校サポートチームを招集する（「いじめ総合対策【第3次】」令和7年6月東京都教育委員会より）。

①【学校いじめ防止対策委員会】

ア 構成員

当該学校の管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任、学年主任、教務主任等複数の教職員によって構成する（既存の生活指導部等の組織を活用することができる）。

イ 役割

法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。また、年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う。さらに、いじめ一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、いじめの早期発見から早期解決につなぐ。

②【学校サポートチーム】

ア 構成員

保護者代表、児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生・児童委員、スクールサポーター（警察）、福祉関係部署職員等によって構成する。

イ 役割

法第22条に基づく学校いじめ防止対策委員会を支援する組織として、学校だけでは解決できない事案や児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図る。

(3) 足立区立学校の具体的な取組

ア いじめの防止・早期発見に関すること

(ア) 心の教育の充実

いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施する。その内、学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達の段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

(イ) 児童会・生徒会の活性化

児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。特に11月を「いじめ防止期間」とし、活動の活性化を図る。

(ウ) 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備等を行い、ルールを守る意識を高揚させ、規範意識を高める。

(エ) 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

(オ) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間に児童生徒の観察を行い、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアを行う。

(カ) 児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を設定するとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人一人に自己有用感をもたせる。

(キ) 児童生徒・保護者等への意識啓発

児童生徒や保護者だけでなく、地域住民や関係機関に対し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、開かれた学校づくり協議会^{※1}や、コミュニティ・スクール^{※2}においては学校運営協議会と連携して、いじめ防止教室を実施する。

※1 開かれた学校づくり協議会

学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を生かした特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童・生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組みである。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を設置し、区を挙げて取り組んでいる。

※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくしくみで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、一定の権限と責任を持ち、教育活動などについて意見を述べることを通じて、保護者、地域の意見を学校運営に反映することを目的としている。

朝会、集会や相談時などの様々な機会でも、児童生徒・保護者に対し、各校の学校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合には学校いじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。

(ク) いじめ相談窓口の案内・拡大

学校内にいじめ相談箱を設置するほか、学校いじめ防止対策委員会がいじめ相談窓口であることを周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。

(ケ) 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じ

る。

(コ) いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告

児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。

イ いじめの対応に関すること

(ア) いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

(イ) 迅速な調査及び記録の作成

学校がいじめまたはいじめの疑いがあると認めた場合には、早急に全容を解明するため、学校いじめ防止対策委員会において組織的かつ迅速に調査する。関係教職員や児童生徒から聞き取った実態を整理し、客観的事実と主観的評価（推測）を厳格に分離し、「いつ、誰が、何をしたか」を記録する。学校は、作成した記録を基にいじめ個票等を作成のうえ、教育委員会に報告する。学校はいじめの事実及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、協力を要請するとともに、いじめの解消^{*}に向けて教育委員会と連携して対応する。

※ いじめの解消

以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、学校いじめ防止対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討したうえで、校長が判断する。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

(ウ) 関係機関との連携

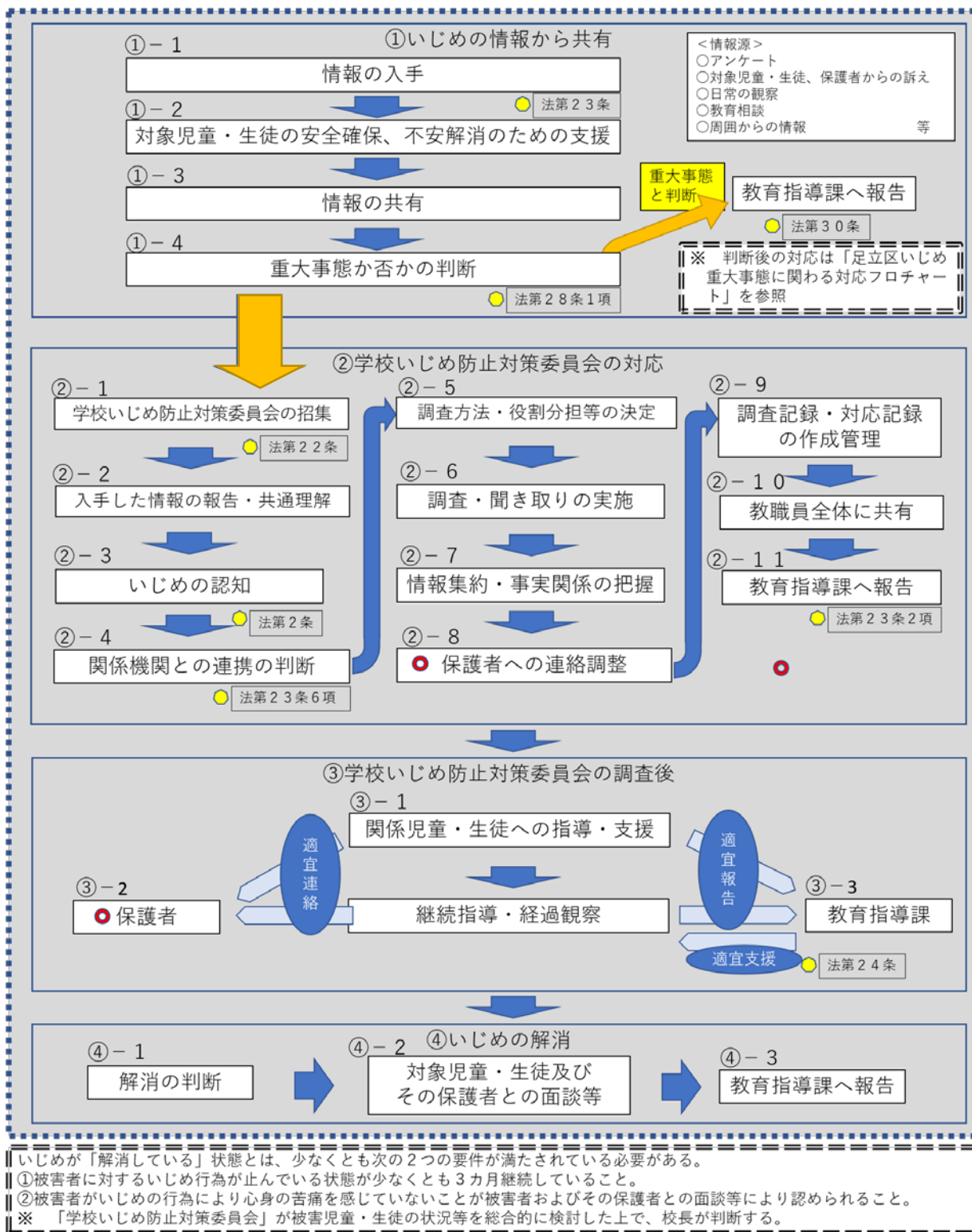
こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもたちの反省が見られない場合など、被害の子どもたちの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

足立区いじめ対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下方針）に基づき、いじめの疑いのある事案については全ての以下のフローチャートに沿った対応を原則とし、組織的に早期対応による解決を目指す。いじめ重大事態と判断した場合は、学校は随時教育委員会に報告し連携して対応する。



いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ対応の基本的な対応チェックリスト(足立区立学校)も併せて参照する

● 根拠法令
● 要保護者連絡

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義

重大事態は、法第28条第1項において以下のように定義されている。

第1号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
第2号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（第1号）とは、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

(2) 相当の期間（法第28条第1項第2号）について、国の基本的な方針は、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。

ただし、日数だけではなく、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

2 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

「いじめガイドライン」において、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申告があったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして法第28条の規定に基づき報告・調査に当たる必要があるとしている。

なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ防止対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

3 重大事態調査（法第28条第1項）の概要

「いじめガイドライン」において、重大事態調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない」とされている。

区において、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた段階から教育委員会又は学校による調査の実施に向けた取組を開始し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の再発防止に資するために調査を行う。

4 重大事態発生時の対応

（1）教育委員会への報告

学校は、いじめにより重大事態に該当する又は重大事態に該当する可能性のある案件が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告する（法第30条第1項）。報告の際には、いじめの重大事態に係る報告書（いじめ個票等）を提出する。

（2）教育委員会の判断・報告

教育委員会は、学校からの報告を受けた場合、重大事態に該当する可能性のある案件については学校と協議のうえ、重大事態に該当するか否かを迅速かつ適切に判断する。重大事態と判断した全ての案件について、区長に報告する。

（3）資料の収集・保存

ア 資料の収集

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取り組むことが求められる。学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ防止対策委員会等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用する。

イ 資料の保存

教育委員会又は学校が定める文書管理規則に基づき、関係資料の保存期間を明確に定め、収集した資料や重大事態調査を行った後の調査報告書の保存期間は国の指導要録の保存期間を踏まえて定める。

5 調査組織の設置

（1）調査主体、調査組織

教育委員会が調査主体となり、「重大事態等調査委員会」（区基本方針P.3参照）に諮問し調査を行うか、学校における組織で調査を行う。

（2）重大事態等調査委員会への諮問と答申

「いじめガイドライン」においては、「対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関

わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい※」とある。公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制として、教育委員会は、重大事態の有無や実態調査の結果を踏まえた対応方針、再発防止策等について、「重大事態等調査委員会」に対して諮問し、答申を受ける。

※ 第三者

国の基本の方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示されている。

(3) 学校主体による調査

学校主体の調査となる場合も法第28条第3項に基づき、教育委員会が学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。「いじめガイドライン」により、各学校に設置されている学校いじめ防止対策委員会のほか、必要に応じて、弁護士、医師、SC、SSW等の専門家が参画して調査を実施する。

6 調査内容

(1) 児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明

重大事態の調査は、「事実関係を明確にする」ことを目的とするもの（法第28条第1項）であり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、時系列に整理するなどの方法で事実を明確にしなければならない。

このことを念頭に、「重大事態等調査委員会」において当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定し、教育委員会が「いじめガイドライン」の定める説明事項を調査実施前に児童生徒・保護者に対して説明したうえで、適切に調査を進める。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項（「いじめガイドライン」より）】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査の方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項（「いじめガイドライン」より）】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象

- | |
|-------------------------------|
| ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順） |
| ⑥ 調査結果の提供 |
| ⑦ 調査終了後の対応 |

（２）調査の進め方

「いじめガイドライン」に則り、アンケート調査や聴き取り調査を実施する。

ア 調査全体の流れ

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。

- | |
|--|
| ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認 |
| ② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り |
| ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施 |
| ④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施） |
| ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討 |
| ⑥ 報告書の作成、取りまとめ |

7 調査の説明及び報告について

（１）調査報告書の作成

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、「いじめガイドライン」で示される標準的な項目等を参考にして作成する。

また、公表することも念頭におきつつ報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮する。

（２）関係者への説明

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する（法第２８条第２項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（３）関係者からの所見書の提出

教育委員会は、関係者に対して、調査結果を区長に報告する際に、関係者からの所見書を合わせて提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつまでに提出するかを指定する。

（４）結果報告

教育委員会は、調査結果とその後の対応方針について区長に報告する。

調査結果を区長に報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

（５）学校及び教育委員会の対応の検証・再発防止策の提言

教育委員会は、法、国・地方の基本方針や学校いじめ防止基本方針等に沿った対応

が行われていたか、学校いじめ防止対策委員会をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。

再発防止の観点からは、法第28条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理する。

(6) 調査結果の公表

調査結果については、原則として公表する。公表する範囲は、「足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（令和8年●月策定）（以下「いじめ重大事態公表指針」という。）」及びいじめガイドラインの記載の事項を総合的に勘案し、判断する。（別添 いじめ重大事態公表指針 参照）

足立区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第28条第1項

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童等が相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



8 区長による再調査（法第30条第2項）及び措置

（1）再調査の趣旨

上記7（4）の報告を受けた区長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項に基づき重大事態等調査委員会が行った重大事態の調査の結果について、法第30条第2項の調査（以下「再調査」という。）を行う。

（2）再調査を行う組織

制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、再調査を担当する部署として区では総務部を事務局として体制構築を図っている。再調査を実施する組織については、足立区いじめ等調査委員会設置条例により調査委員会を設置する。

調査委員会は、区長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

再調査の実施にあたって保護者の要望や事案に適した人選を速やかに行う必要があることから、教育委員会は当該重大事態発生後、総務部とも状況を共有する。

（3）再調査実施の判断

区長は、教育委員会から重大事態等調査委員会による重大事態の調査結果の報告を受けたときは、「いじめガイドライン」の定める法第30条第2項の区長による再調査の実施の判断基準を踏まえ、再調査の実施の要否について判断する。

再調査実施の判断基準（「いじめガイドライン」より）

- ア 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- イ 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ウ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

（4）再調査の実施

区長は、法第30条第2項に基づく再調査が必要と認めるときは、調査委員会に再調査を諮問し、区長から諮問を受けた調査委員会は、教育委員会による調査と同様に、いじめガイドライン等に則り適切な方法で事実の確認、再発防止のための調査を行う。

（5）関係者への情報提供

調査委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、再調査によって明らかになった事実関係を説明する（調査委員会設置条例施行規則第6条第3項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(6) 再調査結果の報告及び説明

調査委員会は、再調査結果と再発防止策を区長へ答申する（調査委員会設置条例第3条第1項柱書、同施行規則第6条第1項）。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、調査報告書の説明を受けた所見をまとめた文書の提供を受け、再調査結果の報告に添える。

(7) 再調査の結果を踏まえた措置等

区長と教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる（法第30条第5項、調査委員会設置条例施行規則第6条第5項）。

調査結果について、区長は個々の事案の内容やいじめ重大事態公表指針、いじめガイドライン等を総合的に勘案し、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら公表範囲を定め、その結果を公表（議会への報告等）する（法第30条第3項、調査委員会設置条例施行規則第6条第4項）。

◆「自殺が起きた時の背景調査」といじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の関係性

1 背景調査の概要

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和 7 年 12 月文部科学省改訂版）（以下「背景調査の指針」という。）において、「自殺は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われており、その原因が特定されない場合が少なくないが、自殺に至る過程を丁寧に探ることで初めて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となるため、学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国公立大学に附属して設置される学校の場合は国公立大学法人、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 2 項に規定する学校設置会社が設置する学校においては、当該学校設置会社。以下同じ。）及び学校において背景調査を実施することが必要となる。背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校の設置者及び学校が主体的に行う必要がある」とされている。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、背景調査の指針に留意して、以下のとおり背景調査を行う。この調査において、学校及び教育委員会は亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の心情に十分に配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し調査する。

2 背景調査の流れ

（1）基本調査

自殺または自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が調査主体となり、教育委員会の指導・支援のもと、事案発生後数日以内にその時点で収集した事実関係の情報を迅速に整理し、教育長及び区長に報告する。基本調査の実施にあたっては、全国共通の『様式 2（基本調査における様式）』を用いて迅速に情報を整理し、遺族への初期説明時には国の『様式 1（リーフレット）』を活用するものとする。

（2）詳細調査への移行の判断

基本調査の報告を受けた教育委員会は、詳細調査への移行の判断を行い、その旨を区長に報告する。詳細調査への移行について遺族から要望を聴取する際は、国の『様式 3（詳細調査等に係る意向確認書）』を活用し、意向を正確に把握する。移行しない例外として、遺族が詳細調査を固く望まない場合等がある。しかし、詳細調査への移行については、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいことを基本とする。

（3）詳細調査

教育委員会が、自殺に至る過程や心理を検証するため、公平・中立の立場で、高い専門性を有する第三者の委員で構成された「重大事態等調査委員会」に諮問する。諮問を受けた「重大事態等調査委員会」は、詳細調査を行うとともに、教育委員会に対し詳細調査の結果を答申する。答申を受けた教育長は、その旨を区長に報告する。

(4) 関係所管への報告

基本調査における様式（様式2）や詳細調査報告書を文部科学省を通じてこども家庭庁へ提供・共有するものとする。

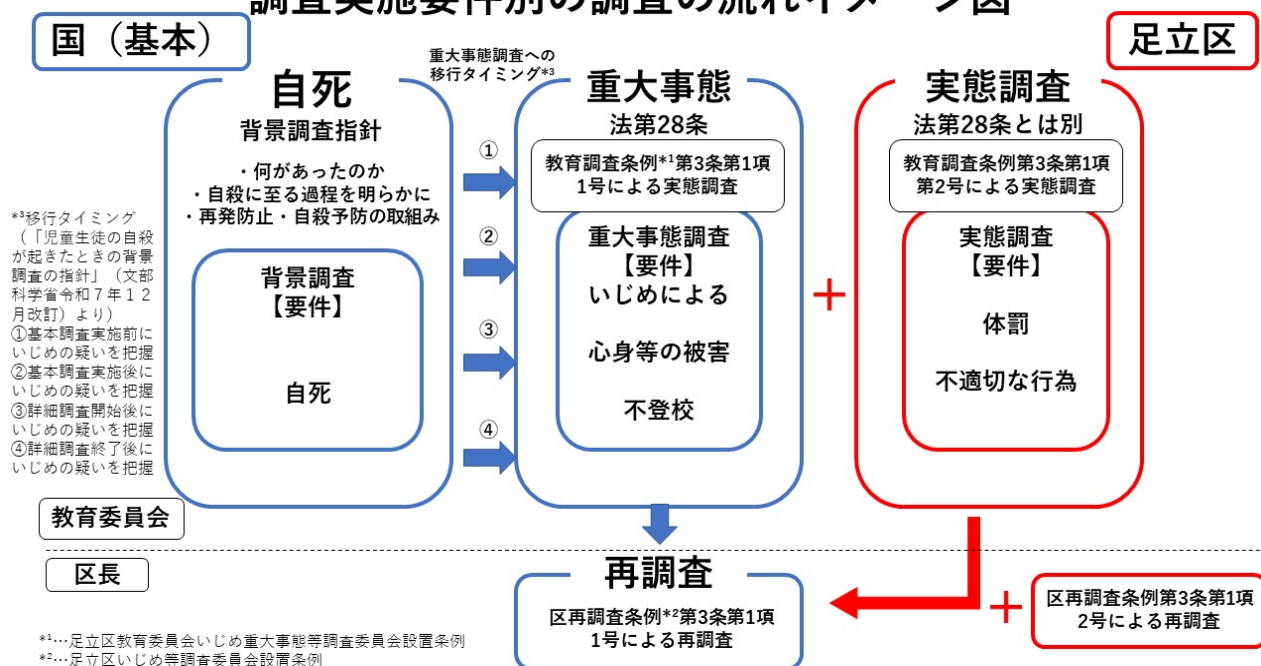
3 背景調査と重大事態調査の関係性

背景調査の指針において「いじめにより重大な損害が生じた疑い」が認められる時点については、以下が考えられるとされている。

- ① 基本調査を実施する前
- ② 基本調査の実施後
- ③ 詳細調査開始後
- ④ 詳細調査終了後

「いじめにより自殺事案が生じた疑い」があると認められる場合は、法第28条第1項の規定によるいじめ重大事態調査をいじめガイドラインに沿って進めるものとする。

調査実施要件別の調査の流れイメージ図



【区基本方針に頻出の用語定義】

- ・法… 「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）
- ・国の基本方針… いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文科科学大臣決定）
- ・「いじめガイドライン」… いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月文部科学省）
- ・背景調査の指針… 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年１２月改訂）
- ・いじめ… 法第２条第１項に規定する「いじめ」
- ・重大事態調査… 法第２８条第１項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
- ・再調査… 地方公共団体の長等が、法第２９条第２項、第３０条第２項、第３０条の２、第３１条第２項、第３２条第２項に基づいて行う調査
- ・いじめ個票… 学校いじめ防止対策委員会において組織的・継続的な対応が必要と判断された案件について記録するもの
- ・いじめ一覧表… 「法律上のいじめの定義」に該当するものすべてを学校が記録するもの

※ その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。